

## (仮称) 菰野インター周辺地区土地区画整理事業に係る 環境影響評価準備書に対する三重県知事意見

### (総括的事項)

- 1 本事業は、住宅系用地及び工業系用地を造成する土地区画整理事業であり、住宅系用地には宅地及び生活利便施設が、工業系用地には食品工場及び物流施設の誘致が検討されている。  
土地区画整理事業の実施にあたっては事業者、施設の供用時には誘致企業が環境保全措置を実施する計画としていることから、事業者はもとより誘致企業に対しても本手続における予測、評価結果及び環境保全措置について周知徹底することにより、環境保全措置が確実に実施されるよう努めること。  
また、誘致企業が菰野町と環境保全協定を締結する際は、本手続の内容が反映されたものとするよう努めること。
- 2 事業の実施、誘致企業の選定及び施設の供用にあたっては、生活利便施設等からの影響も含め、周辺住民の生活環境への影響がより一層低減されるよう十分に配慮するとともに、誘致企業と周辺住居との緩衝帯として、緑地帯を設けるよう努めること。  
また、工事計画や事業の進捗状況について逐次情報提供することや、相談窓口の設置など、地域住民とコミュニケーションを図るとともに、住民意見を尊重しながら事業を進めること。
- 3 評価書の作成までに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、それら工事内容等を反映した評価書を作成すること。
- 4 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 5 事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行うとともに、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。

### (個別的事項)

#### 1 騒音

- (1) 工事の実施による影響が可能な限り低減されるよう、工事計画、工事用車両の運行計画等の検討を行うとともに、必要に応じ騒音状況の把握及び追加の環境保全措置を検討すること。
- (2) 誘致企業による具体的な事業計画を可能な限り明らかにし、荷役作業に伴う騒音の影響について予測、評価を検討するとともに、必要に応じ環境保全措置を追加すること。

## 2 悪臭

準備書における予測は誘致企業が未確定の状態であり、悪臭の発生について不確実性が伴うことから、評価書において誘致企業による影響を可能な限り明らかにするとともに、なお不確実性が残る場合は事後調査の実施を検討すること。

## 3 水質

(1) 地下水及び鳥井戸川の水量や水質について、誘致企業が事前の影響予測、事後のモニタリングを十分に行えるよう、誘致企業に対して情報提供すること。

(2) 誘致企業の供用、稼働に伴う鳥井戸川の水質への影響について、生物化学的酸素要求量に加え全窒素、全リンについても予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

## 4 陸生動物

確認された重要種を事業実施後も保全していくため、周辺環境も含めた生息状況の変化について、事後調査によるモニタリングを検討すること。

また、誘致企業が事後調査を実施する場合は、その結果に基づく追加の環境保全措置等が実行されるように努めること。

## 5 陸生植物

緑化については、現地の植生に応じた種の使用に可能な限り努めること。

また、事後調査については、緑化完了1年後以降も継続して実施することを検討すること。

## 6 生態系

現在の森林を可能な限り残置するとともに、緑化の実施にあたっては、陸生動物の生息環境の回復、創出に資する環境となるよう努めること。

また、注目種として選定した生物について生息環境の回復を把握するため、事後調査によるモニタリングを検討すること。

## 7 歴史的文化的な遺産

大久保遺跡については、菰野町教育委員会等の関係機関と十分な協議を行ったうえ、遺跡の保護を基本として、埋蔵文化財包蔵地の公園等での利用や造成時の盛土施工等を検討すること。

## 8 景観

(1) 建設する構造物については、周囲の自然環境との調和を図り、周辺景観への影響を可能な限り回避、低減できるような色彩及びデザインの構造物とするよう努めること。

(2) フォトモンタージュによる菰野富士及び大羽根緑地からの眺望景観への影響について、眺望点の利用状況を考慮した客観的な予測、評価に努めるとともに、必要に応じて環境保全措置を追加すること。